

こども共済事業規約新旧比較対照表（抜粋）

新条文	旧条文
<p>こども共済事業規約 <u>第1編 本 則</u> 第1章 総 則 第1節 通 則</p>	<p>こども共済事業規約 <u>〔挿入〕</u> 第1章 総 則 第1節 通 則</p>
<p>(事 業) 第2条 <u>〔中略〕</u> <u>3. この会は、本則とは異なる要件を付帯する場合には、次に掲げる条件（以下「特則」といいます。）を付帯することができます。</u> <u>（1）第2編第1章「クレジットカード払特則」</u></p>	<p>(事 業) 第2条 <u>〔中略〕</u> <u>〔挿入〕</u></p>
<p>(特約<u>等</u>の付帯と共済契約の型) 第3条 共済契約者は、基本契約を締結したときに限り、特約<u>お</u> <u>よび特則</u>を付帯できます <u>〔削除〕</u>。 <u>2. 次の各号を総称して「共済契約」といいます。</u> <u>（1）基本契約のみの契約</u> <u>（2）基本契約に特約を付帯して締結する契約</u> <u>（3）前2号に特則を付帯して締結する契約</u> <u>3. この会が実施するこども共済事業にかかる各共済契約の基本契約口数および特約口数の組み合わせ（以下「共済契約の型」といいます。）ならびに各共済契約の型の共済掛金額は、こども共済事業細則（以下「細則」といいます。）に定めます。</u> <u>4. この会は、この会の定款第7条（会員の資格）に定める会員（以下「この会の会員」といいます。）が実施する共</u></p>	<p>(特約 <u>〔挿入〕</u> の付帯と共済契約の型) 第3条 共済契約者は、基本契約を締結したときに限り、特約を付帯できます <u>（以下、基本契約のみの契約、または基本契約に特約を付帯して締結する契約を総称して「共済契約」といいます。）</u>。 <u>〔挿入〕</u> <u>2. この会が実施するこども共済事業にかかる〔挿入〕共済契約の型〔挿入〕は、こども共済事業細則（以下「細則」といいます。）に定めます。</u> <u>3. この会は、この会の定款第7条（会員の資格）に定める会員（以下「この会の会員」といいます。）が実施する共</u></p>

新条文	旧条文
<p>済制度とこの会が実施する共済制度を組み合わせる募集し、それぞれ共済契約を締結する場合には、基本契約および各特約の一部または全部を任意に組み合わせる型を実施すること（以下「共同引受制度」といいます。）ができます。</p>	<p>済制度とこの会が実施する共済制度を組み合わせる募集し、それぞれ共済契約を締結する場合には、基本契約および各特約の一部または全部を任意に組み合わせる型を実施すること（以下「共同引受制度」といいます。）ができます。</p>
<p>(共済期間) 第4条 〔中略〕 2. 前項の規定にかかわらず、<u>この会は</u>、共済期間を13ヵ月以上15ヵ月未満または3ヵ月以上1年未満とすることができます。</p>	<p>(共済期間) 第4条 〔中略〕 2. 前項の規定にかかわらず、<u>この会が特に必要と認めた場合には</u>、共済期間を13ヵ月以上15ヵ月未満または3ヵ月以上1年未満とすることができます。</p>
<p>(共済金受取人) 第10条 〔中略〕 4. 第1項および第3項の規定にかかわらず、共済契約者は、共済事故が発生するまでは、〔削除〕被共済者の同意（被共済者が未成年の場合には被共済者の法定代理人の同意とします。以下同様です。）を得て、この会に対して通知することにより、次の各号に該当する者に死亡共済金受取人を指定または変更することができます。</p> <p>(1) 共済契約者の親族 (2) その他<u>細則に定める前号に準ずると認められる者</u> 〔中略〕</p> <p><u>13. 共済契約者が共済金の支払事由の発生後、当該共済金の請求をおこなわずに死亡した場合には、共済契約者の相続人を共済金受取人とします。</u></p> <p><u>14. 本条において、同一の共済金を請求する権利につき</u>共済金受取人が2人以上あるときは、〔削除〕共済金受取人が代表者1人を決めるものとします。この場合において、そ</p>	<p>(共済金受取人) 第10条 〔中略〕 4. 第1項および第3項の規定にかかわらず、共済契約者は、共済事故が発生するまでは、<u>特に必要がある場合に限り</u>、被共済者の同意（被共済者が未成年の場合には被共済者の法定代理人の同意とします。以下同様です。）を得て、この会に対して通知することにより、次の各号に該当する者に死亡共済金受取人を指定または変更することができます。</p> <p>(1) 共済契約者の親族 (2) その他<u>この会が前号に準ずると認めた者</u> 〔中略〕 〔挿入〕</p> <p><u>13. 本条において、同順位の共済金受取人が2人以上あるときは、同順位</u>の共済金受取人が代表者1人を決めるものとします。この場合において、その代表者は他の共済金受取</p>

新条文	旧条文
<p>の代表者は他の共済金受取人を代表して請求するものとします。</p> <p>15. 前項の規定によりこの会が1人の共済金受取人に対して共済金の全額を支払った後において、他の共済金受取人から共済金の全額または一部の支払いの請求がなされた場合には、この会は、他の共済金受取人には共済金を支払いません。</p> <p>〔削除〕</p> <p>〔中略〕</p> <p>17. 第1項の規定にかかわらず、共済契約者の死亡を原因として第78条（親死亡共済金および親重度障害共済金）に定める親死亡共済金を支払う場合、または第82条（扶養者災害死亡共済金および扶養者災害重度障害共済金）に定める扶養者災害死亡共済金を支払う場合には、当該共済金の受取人は被共済者とします。被共済者が当該共済金の請求をおこなわずに死亡した場合には、第13項を準用します。この場合において、同項中「共済契約者」とあるのは「被共済者」と読み替えます。</p>	<p>人を代表して請求するものとします。</p> <p>14. 前項の規定によりこの会が1人の共済金受取人に対して共済金の全額を支払った後において、他の共済金受取人から共済金の全額または一部の支払いの請求がなされた場合には、この会は、他の共済金受取人には共済金を支払いません。</p> <p>15. <u>共済契約者が共済金の支払事由の発生後、当該共済金の請求をおこなわずに死亡した場合には、共済契約者の死亡時の法定相続人（法定相続人のうち死亡している者がいるときは、その者については、その順次の法定相続人）で共済金の支払事由の発生時に生存している者を共済金受取人とします。</u></p> <p>〔中略〕</p> <p>17. 第1項の規定にかかわらず、共済契約者の死亡を原因として第76条（親死亡共済金および親重度障害共済金）に定める親死亡共済金を支払う場合、または第80条（扶養者災害死亡共済金および扶養者災害重度障害共済金）に定める扶養者災害死亡共済金を支払う場合には、当該共済金の受取人は被共済者とします。被共済者が当該共済金の請求をおこなわずに死亡した場合には、第15項を準用します。この場合において、同項中「共済契約者」とあるのは「被共済者」と読み替えます。</p>
<p>（共済金受取人の代理人）</p> <p>第11条 共済契約者は、被共済者の同意を得て、この会に対して通知することにより、次の各号のいずれかに該当する者で1人の者に指定代理請求人を指定または変更することができます。</p>	<p>（共済金受取人の代理人）</p> <p>第11条 共済契約者は、被共済者の同意を得て、この会に対して通知することにより、次の各号のいずれかに該当する者で1人の者に指定代理請求人を指定または変更することができます。</p>

新条文	旧条文
<p>(1) 共済契約者の配偶者 (2) 共済契約者の3親等以内の親族 (3) 共済契約者の配偶者の3親等以内の親族 (4) その他<u>細則に定める前3号に準ずると認められる者</u></p> <p>2. 共済契約者が共済金受取人となる場合で共済契約者に共済金を請求できない事情があり、かつ、共済契約者に法定代理人がないときは、指定代理請求人が、細則に定める、その事情を示す書類をもってその旨をこの会に通知し、共済契約者の代理人として共済金の請求をすることができます。なお、<u>細則に定める方法により</u>共済金を支払います。</p> <p>〔中略〕</p> <p>4. 〔削除〕 次の各号のいずれかに該当する場合には、第1項および第3項の規定による<u>指定代理請求人の</u>指定または変更は効力を失います。</p> <p>(1) 共済金請求時に、指定代理請求人が第1項各号のいずれにも該当しないとき (2) <u>第39条</u>（共済契約による権利義務の承継）の規定により、当該共済契約者以外の者が共済契約者となったとき (3) 被共済者と同一人である共済契約者が死亡したとき</p> <p>〔中略〕</p> <p>6. (1) 共済金受取人に共済金を請求できない事情がある場合で、次のア～エのいずれかに該当するため指定代理請求人による請求ができず、かつ、共済金の支払いを受けるべき共済金受取人の法定代理人がないときは、共済金受取人の代理人として、</p>	<p>(1) 共済契約者の配偶者 (2) 共済契約者の3親等以内の親族 (3) 共済契約者の配偶者の3親等以内の親族 (4) その他<u>特別の事情がある者としてこの会が前3号に準ずると認めた者。ただし、当会所定の書類等により共済契約者のために共済金を請求すべき適当な理由がある</u> <u>とこの会が認めたものに限ります。</u></p> <p>2. 共済契約者が共済金受取人となる場合で共済契約者に共済金を請求できない事情があり、かつ、共済契約者に法定代理人がないときは、指定代理請求人が、細則に定める、その事情を示す書類をもってその旨をこの会に通知し、共済契約者の代理人として共済金の請求をすることができます。なお、<u>この会が指定する場所で</u>共済金を支払います。</p> <p>〔中略〕</p> <p>4. <u>指定代理請求人が</u> 次の各号のいずれかに該当する場合には、第1項および第3項の規定による〔挿入〕指定または変更は効力を失います。</p> <p>(1) 共済金請求時に、指定代理請求人が第1項各号のいずれにも該当しないとき (2) <u>第37条</u>（共済契約による権利義務の承継）の規定により、当該共済契約者以外の者が共済契約者となったとき (3) 被共済者と同一人である共済契約者が死亡したとき</p> <p>〔中略〕</p> <p>6. (1) 共済金受取人に共済金を請求できない事情がある場合で、次のア～エのいずれかに該当するため指定代理請求人による請求ができず、かつ、共済金の支払いを受けるべき共済金受取人の法定代理人がないときは、共済金受取人の代理人として、第3号</p>

新条文	旧条文
<p>第3号に定めるいずれかの者（以下「代理請求人」といいます。）が共済金の請求をすることができます（エに該当する場合には、死亡共済金の請求に限ります。）。なお、<u>細則に定める方法により</u>共済金を支払います。</p> <p>ア. 指定代理請求人が請求時に第1項に定める範囲外である場合</p> <p>イ. 指定代理請求人が指定されていない場合（指定代理請求人が死亡している場合<u>および第4項第2号または第3号のいずれかに該当することにより指定または変更の効力が失われた場合</u>を含みます。）</p> <p>ウ. 指定代理請求人に<u>細則に定める</u>共済金等を請求できない【削除】事情がある場合</p> <p>エ. 被共済者以外の者が共済契約者である共済契約において、死亡共済金受取人を指定している場合（共済契約者が死亡共済金受取人とならない場合）</p> <p>(2) 代理請求人は、細則に定める、共済金受取人に共済金を請求できない事情があることを示す書類をもってこの会に通知し、この会の承諾を得ることにより、共済金の請求をすることができます。</p> <p>(3) 前2号に定める代理請求人には、次のア～エのいずれかがなることができるものとします。</p> <p>ア. 共済金受取人の配偶者</p> <p>イ. 共済金受取人と同居または生計を共にする共済金受取人の3親等以内の親族</p> <p>ウ. 共済金受取人と同居または生計を共にする、共済金受取人の配偶者の3親等以内の親族</p> <p>エ. ア～ウに該当する者がいない場合またはア～ウに</p>	<p>に定めるいずれかの者（以下「代理請求人」といいます。）が共済金の請求をすることができます（エに該当する場合には、死亡共済金の請求に限ります。）。なお、<u>この会が指定する場所で</u>共済金を支払います。</p> <p>ア. 指定代理請求人が請求時に第1項に定める範囲外である場合</p> <p>イ. 指定代理請求人が指定されていない場合（指定代理請求人が死亡している場合【挿入】を含みます。）</p> <p>ウ. 指定代理請求人に【挿入】共済金等を請求できない特別な事情がある場合</p> <p>エ. 被共済者以外の者が共済契約者である共済契約において、死亡共済金受取人を指定している場合（共済契約者が死亡共済金受取人とならない場合）</p> <p>(2) 代理請求人は、細則に定める、共済金受取人に共済金を請求できない事情があることを示す書類をもってこの会に通知し、この会の承諾を得ることにより、共済金の請求をすることができます。</p> <p>(3) 前2号に定める代理請求人には、次のア～エのいずれかがなることができるものとします。</p> <p>ア. 共済金受取人の配偶者</p> <p>イ. 共済金受取人と同居または生計を共にする共済金受取人の3親等以内の親族</p> <p>ウ. 共済金受取人と同居または生計を共にする、共済金受取人の配偶者の3親等以内の親族</p> <p>エ. ア～ウに該当する者がいない場合またはア～ウに</p>

新条文	旧条文
<p>該当する者に共済金を請求できない事情がある場合には、ア～ウ以外の共済金受取人の3親等以内の親族</p> <p>〔以下略〕</p>	<p>該当する者に共済金を請求できない事情がある場合には、ア～ウ以外の共済金受取人の3親等以内の親族</p> <p>〔以下略〕</p>
<p>(<u>重要事項</u>の提示)</p> <p>第12条 この会は、共済契約を締結するときは、共済契約の申込みをしようとする者(以下「共済契約申込者」といいます。)に対し、この規約に定める事項のうち、共済契約<u>に関する</u>重要な事項(以下、「重要事項」といいます。)をあらかじめ提示します。</p> <p>〔以下略〕</p>	<p>(<u>契約内容</u>の提示)</p> <p>第12条 この会は、共済契約を締結するときは、共済契約の申込みをしようとする者(以下「共済契約申込者」といいます。)に対し、この規約に定める事項のうち、共済契約<u>の内容と</u><u>なるべき</u>重要な事項(以下、「重要事項」といいます。)をあらかじめ提示します。</p> <p>〔以下略〕</p>
<p>(共済契約の申込み)</p> <p>第13条 〔中略〕</p> <p>4. 第1項の申込みにあたっては、共済契約申込者は、第1回目の共済掛金に相当する額(以下「初回掛金」といいます。)を、共済契約申込書提出の日(以下「申込日」といいます。)から3ヵ月以内に、<u>第21条(共済掛金の払込経路)に定める払込経路、またはこの会が指定する場所に払い込まなければなりません。申込日から3ヵ月以内に初回掛金の払込みがなされない場合、当該共済契約の申込みはなかったものとして取扱います。なお、この会が指定する場所に共済掛金を払い込んだ場合は第17条(共済契約の成立および効力の発生)第1項の規定にかかわらず、第22条(共済掛金の口座振替)第2項に定める振替日に払い込まれたものとして扱います。</u></p> <p>〔中略〕</p> <p>〔削除〕</p>	<p>(共済契約の申込み)</p> <p>第13条 〔中略〕</p> <p>4. 第1項の申込みにあたっては、共済契約申込者は、第1回目の共済掛金に相当する額(以下「初回掛金」といいます。)を、共済契約申込書提出の日(以下「申込日」といいます。)から3ヵ月以内に、<u>この会の指定する場所に払い込まなければなりません。ただし、この会が特に認めた場合には、申込日から6ヵ月以内に初回掛金を払い込むことができます。</u></p> <p>〔中略〕</p> <p><u>7. 共済契約申込者は、第1項および第2項にかかわらず、この会が定めるインターネット特則を付帯することによ</u></p>

新条文	旧条文
	<p><u>り、書面の提出に代えて電磁的方法で共済契約の申込みの手続きをすることができます。ただし、この会が定める基準を満たす場合に限りま。</u></p>
<p>(共済契約の更新および更改) 第16条 共済契約者は、共済期間満了後引き続いて被共済者を変更しないで共済契約を更新する場合には、共済期間の満了日までに<u>申し込まなければなりません。申込みにあたっては、第13条（共済契約の申込み）の規定を準用します。</u></p> <p><u>2. 第1項の規定による共済契約申込みの諾否については、第15条（共済契約申込みの諾否）を準用します。</u></p> <p><u>3. この会は、共済期間の満了する契約について、当該共済契約の満了日までに共済契約者から共済契約を更新しない意思の申し出がなされない場合には、満了する共済契約と同一内容（規約または細則の改正がなされたときは、改正後の規約または細則による内容）で、共済契約の更新の申込みがあったものとみなし、共済期間の満了日の翌日に更新することができます。この場合には、第15条（共済契約申込みの諾否）第2項の規定にかかわらず、この会は、共済証書の交付を省略することができます。</u></p>	<p>(共済契約の更新および更改) 第16条 共済契約者は、共済期間満了後引き続いて被共済者を変更しないで共済契約を更新する場合には、共済期間の満了日までに<u>第13条（共済契約の申込み）の規定により申し込まなければなりません。</u></p> <p><u>2. この会は、共済期間の満了する契約について、当該共済契約の満了日までに共済契約者から共済契約を更新しない意思の申し出がなされない場合には、満了する共済契約と同一内容（規約または細則の改正がなされたときは、改正後の規約または細則による内容）で、共済契約の更新の申込みがあったものとみなし、共済期間の満了日の翌日に更新することができます。この場合には、第15条（共済契約申込みの諾否）第2項の規定にかかわらず、この会は、共済証書の交付を省略することができます。</u></p> <p><u>3. この会は、共済契約の満了日までに共済契約者から共済契約の内容を変更する申し出がなされた場合については、第13条（共済契約の申込み）の規定を準用します。ただし、被共済者が告知事項に該当する場合には、契約共済金額を増額できません。</u></p>

新条文	旧条文
<p><u>す。</u></p> <p>4. 前3項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合には、共済契約の更新はできません。</p> <p>(1) 更新する契約の発効日において共済契約者が第7条（共済契約者の範囲）に規定する共済契約者の範囲外であるとき</p> <p>(2) 更新する契約の発効日において被共済者が第8条（被共済者の範囲）に規定する被共済者の範囲外であるとき</p> <p>(3) 共済契約者、被共済者または共済金受取人が、次のいずれかに該当するとき</p> <p>ア. 暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」といいます。）に該当すると認められる場合</p> <p>イ. 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる場合</p> <p>ウ. 反社会的勢力を不当に利用していると認められる場合</p> <p>エ. その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる場合</p> <p>(4) <u>前3号のほか、</u>共済契約の更新が不相当であると認められるとき</p> <p>〔中略〕</p> <p>6. 更新契約の初回掛金は、更新前の共済契約の満了日までに払い込まなければなりません。<u>なお、</u>第19条（共済掛金の払込方法および払込期日）第4項および第20条（共済掛金の払込猶予期間）の規定を準用します。</p>	<p>4. 前3項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合には、共済契約の更新はできません。</p> <p>(1) 更新する契約の発効日において共済契約者が第7条（共済契約者の範囲）に規定する共済契約者の範囲外であるとき</p> <p>(2) 更新する契約の発効日において被共済者が第8条（被共済者の範囲）に規定する被共済者の範囲外であるとき</p> <p>(3) 共済契約者、被共済者または共済金受取人が、次のいずれかに該当するとき</p> <p>ア. 暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」といいます。）に該当すると認められる場合</p> <p>イ. 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる場合</p> <p>ウ. 反社会的勢力を不当に利用していると認められる場合</p> <p>エ. その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる場合</p> <p>(4) <u>その他この会が、</u>共済契約の更新を不相当であると認めたとき</p> <p>〔中略〕</p> <p>6. 更新契約の初回掛金は、更新前の共済契約の満了日までに払い込まなければなりません。<u>ただし、共済契約者のやむを得ない事情による場合またはこの会が特に必要と認める場合は、</u>第19条（共済掛金の払込方法〔挿入〕）</p>

新条文	旧条文
<p>7. 第2項および第4項の規定により、この会が契約の更新を承諾しない場合には、この会は、共済契約申込者に通知し、初回掛金が払込まれていたときは、遅滞なく初回掛金を共済契約申込者に払い戻すものとします。</p> <p>〔以下略〕</p>	<p>第4項および第20条（共済掛金の払込猶予期間）の規定を準用します。</p> <p>7. 第3項および第4項の規定により、この会が契約の更新を承諾しない場合には、この会は、共済契約申込者に通知し、初回掛金が払込まれていたときは、遅滞なく初回掛金を共済契約申込者に払い戻すものとします。</p> <p>〔以下略〕</p>
<p>（共済契約の型の中途変更）</p> <p>第18条 〔中略〕</p> <p>2. 前項において、先進医療特約を付帯する変更の場合は、第12条（重要事項の提示）、第13条（共済契約の申込み）第1項、第2項〔削除〕および第15条（共済契約申込みの諾否）を準用します。この場合、この会が中途変更の申込みを承諾したときは、その申込日に中途変更は成立したとみなし、変更の効力は、細則に定める日から発生するものとします。</p> <p>3. 第1項において、付帯している先進医療特約を終了する変更の場合は、第32条（共済契約の解約）を準用し、変更の効力は、共済契約者が指定する日またはこの会の所定の書面がこの会に到達した日のいずれか遅い日の翌日午前零時から発生するものとします。</p> <p>〔以下略〕</p>	<p>（共済契約の型の中途変更）</p> <p>第18条 〔中略〕</p> <p>2. 前項において、先進医療特約を付帯する変更の場合は、第12条（契約内容の提示）、第13条（共済契約の申込み）第1項、第2項、第7項および第15条（共済契約申込みの諾否）を準用します。この場合、この会が中途変更の申込みを承諾したときは、その申込日に中途変更は成立したとみなし、変更の効力は、この会の定める日から発生するものとします。</p> <p>3. 第1項において、付帯している先進医療特約を終了する変更の場合は、第30条（共済契約の解約）を準用し、変更の効力は、共済契約者が指定する日またはこの会の所定の書面がこの会に到達した日のいずれか遅い日の翌日午前零時から発生するものとします。</p> <p>〔以下略〕</p>
<p>（共済掛金の払込方法および払込期日）</p> <p>第19条 共済掛金の払込方法は月払とします。</p> <p>2. 共済契約者は、第21条（共済掛金の払込経路）に定める払込経路、またはこの会が指定する場所に共済掛金を払い込まなければなりません。</p> <p>3. 第2回目以後の共済掛金は、発効日の各月応当日の前日</p>	<p>（共済掛金の払込方法〔挿入〕）</p> <p>第19条 共済掛金の払込方法は月払です。</p> <p>2. 共済契約者は、〔挿入〕この会が指定する場所に共済掛金を払込まなければなりません。</p> <p>3. 第2回目以後の共済掛金は、発効日の各月応当日の前日</p>

新条文	旧条文
<p>までに<u>払い込まなければ</u>なりません。</p> <p>4. <u>この会は、</u>前項の規定にかかわらず、〔削除〕第2回目以後の共済掛金の払込みについて、発効日の各月応当日の前日が属する月の末日（以下「払込期日」といいます。）までとすることができます。</p> <p>5. この会は、1ヵ月に満たない未経過共済期間について共済掛金を払い戻しません。</p>	<p>までに<u>払込まなければ</u>なりません。</p> <p>4. 〔挿入〕前項の規定にかかわらず、<u>この会は、</u>第2回目以後の共済掛金の払込みについて、発効日の各月応当日の前日が属する月の末日（以下「払込期日」といいます。）までとすることができます。</p> <p>〔挿入〕</p>
<p><u>(共済掛金の払込経路)</u></p> <p>第21条 <u>共済契約者は、第13条（共済契約の申込み）および前2条に定める共済掛金の払込みについて、口座振替によりおこなうことができます。</u></p> <p>2. <u>前項の規定にかかわらず、共済契約者は、第2編第1章に定めるクレジットカード払特則を付帯することにより、クレジットカードで共済掛金の払込みをおこなうことができます。ただし、この会の会員がクレジットカードによる共済掛金の払込みを取扱っている場合に限り。</u></p>	<p>〔新設〕</p>
<p><u>(共済掛金の口座振替)</u></p> <p>第22条 <u>共済掛金を口座振替により払い込む場合、次の各号のいずれも満たさなければなりません。</u></p> <p><u>(1) 共済契約者の指定する口座（以下「指定口座」といいます。）が、この会が指定する金融機関等（以下「金融機関等」といいます。）に設置されていること</u></p> <p><u>(2) 共済契約者または指定口座の名義人が、金融機関等に対し、指定口座からこの会の指定する口座へ共済掛金の口座振替を委託すること</u></p> <p>2. <u>前項の場合、共済掛金は、第13条（共済契約の申込み）第4項の規定にかかわらず、この会の定める日（第2回目以後の共済掛金の場合は、払込期日の属する月中のこの会</u></p>	<p>〔新設〕</p>

新条文	旧条文
<p><u>の定める日。以下「振替日」といいます。）に指定口座から共済掛金相当額をこの会の指定する口座に振り替えることによって、この会に払い込まれるものとします。ただし、金融機関等の休業日に該当する場合は、翌営業日を振替日とします。</u></p> <p><u>3. 前項の場合、振替日に共済掛金が払い込まれたものとします。</u></p> <p><u>4. 初回掛金を口座振替により払い込む場合で、振替日に初回掛金の口座振替ができなかったとき、共済契約者は、翌月の振替日に、初回掛金と翌月払い込むべき共済掛金を合算して口座振替により払い込むことができます。</u></p> <p><u>5. 前項の場合、第2項に定める初回の振替日に初回掛金の払込みがあったものとみなします。</u></p> <p><u>6. 第2回目以後の共済掛金について、第20条（共済掛金の払込猶予期間）に定める払込猶予期間内に未払込共済掛金がある場合、払込猶予期間中の振替日に当該未払込共済掛金を含めた共済掛金の合計金額を口座振替により払い込まない限り、共済掛金の払込みはなかったものとして取扱います。</u></p> <p><u>7. 同一の指定口座から2つ以上の共済契約（この会の実施する他の共済事業による共済契約を含みます。）の共済掛金を合算して払い込む場合、共済契約者は、この会に対してそのうち一部の共済掛金の払込みを指定できません。</u></p> <p><u>8. 共済契約者は、振替日の前日までに共済掛金相当額を指定口座に預けておくことを要します。</u></p> <p><u>9. この会は、口座振替により払い込む共済掛金について、共済掛金請求書および共済掛金領収書の発行を省略することができます。</u></p>	

新条文	旧条文
<p><u>10. この会は、この会または金融機関等の事情により、振替日または金融機関等を変更することがあります。この場合、この会はその旨をあらかじめ共済契約者に通知します。</u></p>	
<p>(質入れ等の禁止) 第23条 共済契約者および共済金受取人は、共済金および契約者割戻金を請求する権利を質入れまたは譲渡することができません。</p>	<p>(質入れ等の禁止) 第21条 共済契約者および共済金受取人は、共済金および[挿入]割戻金を請求する権利を質入れまたは譲渡することができません。</p>
<p>(申込日翌日以後発効日前日までの期間に発生した共済事故の取扱い) 第24条 〔中略〕 3. 第1項の規定は、第33条 (共済契約の無効) 第1項第2号の規定にかかわらず、第1回目の共済掛金に相当する額が払い込まれた場合に適用できるものとします。この場合には、共済掛金が払い込まれた日の翌日に共済契約が発効し、その日において共済契約が終了したものとみなします。 〔以下略〕</p>	<p>(申込日翌日以後発効日前日までの期間に発生した共済事故の取扱い) 第22条 〔中略〕 3. 第1項の規定は、第31条 (共済契約の無効) 第1項第2号の規定にかかわらず、第1回目の共済掛金に相当する額が払い込まれ、この会が特に認めた場合には適用するものとします。この場合には、共済掛金が払い込まれた日の翌日に共済契約が発効し、その日において共済契約が終了したものとみなします。 〔以下略〕</p>
<p>(共済金の支払い請求) 第25条 共済金受取人は、被共済者について共済事故が発生したことを知ったときは、この会に対して〔削除〕通知し、共済金支払請求書と細則に定める提出書類をこの会に提出し、共済金の支払いを請求するものとします。</p>	<p>(共済金の支払い請求) 第23条 共済金受取人は、被共済者について共済事故が発生したことを知ったときは、この会に対して遅滞なく通知し、共済金支払請求書と細則に定める提出書類をこの会に提出し、共済金の支払いを請求しなければなりません。</p>
<p>(共済金の支払い) 第26条 この会は、共済金の請求に必要な書類すべてがこの会に到達した日の翌日以後10日以内に細則に定める方法により共済金を支払います。ただし、次の各号に定める日はこの10日に含みません。</p>	<p>(共済金の支払い) 第24条 この会は、共済金の請求に必要な書類すべてがこの会に到達した日の翌日以後10日以内にこの会が指定する場所で共済金を支払います。ただし、次の各号に定める日はこの10日に含みません。</p>

新条文	旧条文
<p>(1) 土曜日および日曜日 (2) 国民の祝日に関する法律（昭和 23 年 7 月 20 日法律第 178 号）に定める休日 (3) 12 月 29 日から翌月 3 日までの日 〔以下略〕</p>	<p>(1) 土曜日および日曜日 (2) 国民の祝日に関する法律（昭和 23 年 7 月 20 日法律第 178 号）に定める休日 (3) 12 月 29 日から翌月 3 日までの日 〔以下略〕</p>
<p>(生死不明の場合の共済金の支払い) 第27条 この会は、被共済者または親死亡特約および扶養者災害死亡特約の対象となる当該家族の生死が不明の場合において、細則に掲げる事由に該当したときは、<u>細則に定める日</u>において当該者が死亡したものとみなして共済金を支払います。 〔以下略〕</p>	<p>(生死不明の場合の共済金の支払い) 第25条 この会は、被共済者または親死亡特約および扶養者災害死亡特約の対象となる当該家族の生死が不明の場合において、細則に掲げる事由に該当し、<u>当該者が死亡したものと認められたときは、この会が認めた日</u>において当該者が死亡したものとみなして共済金を支払います。 〔以下略〕</p>
<p>(時効) 第28条 <u>共済金を請求する権利および契約者割戻金を請求する権利は、これらを行使することができる日から3年間行使しないときは、時効によって消滅します。</u> 〔削除〕 〔削除〕</p>	<p>(時効) 第26条 <u>この会は、共済金受取人が共済金の請求手続きを、その共済事故の発生した日の翌日から起算して3年間おこなわなかったときは、共済金を支払う義務を免れます。</u> <u>2. この会は、共済契約者が共済掛金の返還の請求手続きを、その返還の原因となる事由の発生した日の翌日から起算して3年間おこなわなかったときは、その返還の義務を免れます。</u> <u>3. この会は、共済契約者が契約者割戻金の請求の事由を知ったときから請求手続きを3年間おこなわなかったときは、その支払いの義務を免れます。</u></p>
<p>(他の障害その他の影響がある場合) 第29条 〔以下略〕</p>	<p>(他の障害その他の影響がある場合) 第27条 〔以下略〕</p>
<p>(戦争その他の非常な出来事の場合) 第30条 〔以下略〕</p>	<p>(戦争その他の非常な出来事の場合) 第28条 〔以下略〕</p>

新条文	旧条文
<p>(共済契約の失効) 第31条 〔以下略〕</p>	<p>(共済契約の失効) 第29条 〔以下略〕</p>
<p>(共済契約の解約) 第32条 〔以下略〕</p>	<p>(共済契約の解約) 第30条 〔以下略〕</p>
<p>(共済契約の無効) 第33条 〔中略〕 〔削除〕</p> <p>3. 第1項の場合において、すでに共済金および契約者割戻金を支払っていたときは、この会は、その共済金および契約者割戻金の返還を請求することができます。</p> <p>4. 中途変更した共済契約においては、第1項第4号および第5号の「共済契約の申込み」を「中途変更の申込み」と読み替え、変更の効力は発生しないものとし、共済契約のうち中途変更分について、前2項の規定を準用します。</p>	<p>(共済契約の無効) 第31条 〔中略〕</p> <p>3. <u>前項の規定によりこの会が返還する共済掛金の額は、無効に該当する最初の共済契約から無効が判明したときまでに払い込まれた共済掛金の額とします。ただし、返還する共済掛金の額は、無効が判明したときからさかのぼって3年間に払い込まれた共済掛金の額を限度とします。</u></p> <p>4. 第1項の場合において、すでに共済金および契約者割戻金を支払っていたときは、この会は、その共済金および契約者割戻金の返還を請求することができます。</p> <p>5. 中途変更した共済契約においては、第1項第4号および第5号の「共済契約の申込み」を「中途変更の申込み」と読み替え、変更の効力は発生しないものとし、共済契約のうち中途変更分について、前3項の規定を準用します。</p>
<p>(告知義務違反による共済契約の解除) 第34条 〔中略〕</p> <p>4. 第1項の規定にかかわらず、この会は、次の各号のいずれかに該当した場合、告知義務違反による共済契約の解除をすることができません。</p> <p>(1) この会が、契約締結の当時、告知義務違反の事実のあることを知っていた、または過失によりこれを知ら</p>	<p>(告知義務違反による共済契約の解除) 第32条 〔中略〕</p> <p>4. 第1項の規定にかかわらず、この会は、次の各号のいずれかに該当した場合、告知義務違反による共済契約の解除をすることができません。</p> <p>(1) この会が、契約締結の当時、告知義務違反の事実のあることを知っていた、または過失によりこれを知ら</p>

新条文	旧条文
<p>なかったとき</p> <p>(2) この会との共済契約の締結を媒介できる者（以下、「媒介者」といいます。）が、共済契約者または被共済者による告知を妨げたとき</p> <p>(3) 媒介者が、共済契約者または被共済者に対して、告知に関する事実を告げないように、または事実でないことを告げるようにすすめたとき</p> <p>(4) この会が、解除の原因を知ったときから1ヵ月を経過したとき</p> <p>(5) 解除の原因に該当した最初の共済契約の申込日から2年以内に当該被共済者にかかわる共済事故 <u>（第24条（申込日翌日以後発効日前日までの期間に発生した共済事故の取扱い）により共済期間中の事由とみなされる事由を含みます。）</u> が発生しなかった場合において、なお共済契約が存続していたとき</p> <p>(6) 解除の原因に該当した最初の共済契約の申込日から5年を経過したとき</p> <p>〔以下略〕</p>	<p>なかったとき</p> <p>(2) この会との共済契約の締結を媒介できる者（以下、「媒介者」といいます。）が、共済契約者または被共済者による告知を妨げたとき</p> <p>(3) 媒介者が、共済契約者または被共済者に対して、告知に関する事実を告げないように、または事実でないことを告げるようにすすめたとき</p> <p>(4) この会が、解除の原因を知ったときから1ヵ月を経過したとき</p> <p>(5) 解除の原因に該当した最初の共済契約の申込日から2年以内に当該被共済者にかかわる共済事故 〔挿入〕 が発生しなかった場合において、なお共済契約が存続していたとき</p> <p>(6) 解除の原因に該当した最初の共済契約の申込日から5年を経過したとき</p> <p>〔以下略〕</p>
<p>（重大事由による共済契約の解除）</p> <p>第35条 この会は、次の各号のいずれかの<u>重大事由</u>に該当した場合は、将来にむかって共済契約を解除することができます。</p> <p>(1) 共済契約者、被共済者（死亡共済金の場合を除きます。）または共済金受取人が、この会に<u>この共済契約にもとづく</u>共済金を支払わせることを目的として、故意に支払事由を発生させ、または発生させようとしたとき</p> <p>(2) 共済契約者または共済金受取人が<u>この共済契約にもとづく</u>共済金の請求行為に関して詐欺をおこない、または</p>	<p>（重大事由による共済契約の解除）</p> <p>第33条 この会は、次の各号のいずれか 〔挿入〕 に該当した場合は、将来にむかって共済契約を解除することができます。</p> <p>(1) 共済契約者、被共済者（死亡共済金の場合を除きます。）または共済金受取人が、この会に 〔挿入〕 共済金を支払わせることを目的として、故意に支払事由を発生させ、または発生させようとしたとき</p> <p>(2) 共済契約者または共済金受取人が 〔挿入〕 共済金の請求行為に関して詐欺をおこない、またはおこなおうとし</p>

新条文	旧条文
<p>おこなおうとしたとき</p> <p>(3) 他の共済契約または保険契約等との重複により、被共済者にかかる共済金等の合計額が著しく過大であり、共済制度の目的に<u>反する状態がもたらされるおそれがあると認められる</u>とき</p> <p>(4) 共済契約者、被共済者または共済金受取人が、次のいずれかに該当するとき</p> <p>ア. 反社会的勢力に該当すると認められる場合</p> <p>イ. 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる場合</p> <p>ウ. 反社会的勢力を不当に利用していると認められる場合</p> <p>エ. その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる場合</p> <p><u>(5) 共済契約者、被共済者または共済金受取人がこの会、他の共済団体または保険会社との間で締結した共済契約または保険契約等が重大事由により解除される等により、この会の共済契約者、被共済者または共済金受取人に対する信頼を損ない、この共済契約の存続を困難とする重大な事由があるとき</u></p> <p>〔以下略〕</p>	<p>たとき</p> <p>(3) 他の共済契約または保険契約等との重複により、被共済者にかかる共済金等の合計額が著しく過大であり、共済制度の目的に<u>反すると認められた</u>とき</p> <p>(4) 共済契約者、被共済者または共済金受取人が、次のいずれかに該当するとき</p> <p>ア. 反社会的勢力に該当すると認められる場合</p> <p>イ. 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる場合</p> <p>ウ. 反社会的勢力を不当に利用していると認められる場合</p> <p>エ. その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる場合</p> <p><u>(5) 前4号のほか、この会の共済契約者、被共済者または共済金受取人に対する信頼を損ない、この会が当該契約の存続を不相当と認めたとき</u></p> <p>〔以下略〕</p>
<p>(共済契約の消滅)</p> <p>第36条 〔以下略〕</p>	<p>(共済契約の消滅)</p> <p>第34条 〔以下略〕</p>
<p>(被共済者による共済契約の解除請求)</p> <p>第37条 被共済者以外の者が共済契約者である共済契約において、次の各号のいずれかに該当する場合は、その被共済者は共済契約者に対し、その共済契約の解除を請求することができます。</p>	<p>(被共済者による共済契約の解除請求)</p> <p>第35条 被共済者以外の者が共済契約者である共済契約において、次の各号のいずれかに該当する場合は、その被共済者は共済契約者に対し、その共済契約の解除を請求することができます。</p>

新条文	旧条文
<p>(1) 共済契約者または共済金受取人に、<u>第35条</u>（重大事由による共済契約の解除）第1項第1号または第2号に該当する行為があった場合</p> <p>(2) 共済契約者または共済金受取人が、<u>第35条</u>（重大事由による共済契約の解除）第1項第4号に該当する場合</p> <p>(3) 前2号に掲げるもののほか、被共済者の共済契約者または共済金受取人に対する信頼を損ない、<u>この共済契約の存続を困難とする重大な事由がある場合</u></p> <p>(4) 共済契約者と被共済者との間の親族関係の終了その他の事情により、被共済者が第13条（共済契約の申込み）第1項の同意をするにあたって基礎とした事情に著しい変更があった場合</p>	<p>(1) 共済契約者または共済金受取人に、<u>第33条</u>（重大事由による共済契約の解除）第1項第1号または第2号に該当する行為があった場合</p> <p>(2) 共済契約者または共済金受取人が、<u>第33条</u>（重大事由による共済契約の解除）第1項第4号に該当する場合</p> <p>(3) 前2号に掲げるもののほか、被共済者の共済契約者または共済金受取人に対する信頼を損ない、<u>この会が当該契約の存続を不相当と認めた場合</u></p> <p>(4) 共済契約者と被共済者との間の親族関係の終了その他の事情により、被共済者が第13条（共済契約の申込み）第1項の同意をするにあたって基礎とした事情に著しい変更があった場合</p>
<p>（詐欺または強迫による共済契約の取消し） <u>第38条</u> 【以下略】</p>	<p>（詐欺または強迫による共済契約の取消し） <u>第36条</u> 【以下略】</p>
<p>（共済契約による権利義務の承継） <u>第39条</u> 【中略】</p> <p><u>2. 前項の場合、第23条（質入れ等の禁止）の規定にかかわらず、共済契約者は、承継時点ですでに発生していた共済金を請求する権利を共済契約の承継人となる者に譲渡することができます。</u></p> <p><u>3. 共済契約者が死亡した場合には、当該共済契約の被共済者は、この会の承諾を得て、共済契約による権利義務を承継することができます。ただし、被共済者が承継することが困難な場合には、被共済者の同意およびこの会の承諾を得て、他の者が承継できるものとします。</u></p> <p><u>4. 第1項または前項の場合において、共済契約の承継人となる者は、第7条（共済契約者の範囲）に定める者であり、</u></p>	<p>（共済契約による権利義務の承継） <u>第37条</u> 【中略】 【挿入】</p> <p><u>2. 共済契約者が死亡した場合には、当該共済契約の被共済者は、この会の承諾を得て、共済契約による権利義務を承継することができます。ただし、被共済者が承継することが困難な場合には、被共済者の同意およびこの会の承諾を得て、他の者が承継できるものとします。</u></p> <p><u>3. 前2項の場合において、共済契約の承継人となる者は、第7条（共済契約者の範囲）に定める者であり、かつ被共</u></p>

新条文	旧条文
<p>かつ被共済者がその者との関係において第8条(被共済者の範囲)第1項に定める範囲となる者でなければなりません。</p>	<p>済者がその者との関係において第8条(被共済者の範囲)第1項に定める範囲となる者でなければなりません。</p>
<p>(共済契約者の通知義務) <u>第40条</u> 〔中略〕 〔削除〕</p>	<p>(共済契約者の通知義務) <u>第38条</u> 〔中略〕 <u>4. 共済契約者は、第1項に定める事項のうち、この会が認めた事項について、この会が定めるインターネット特則を付帯することにより、書面の提出に代えて電磁的方法でこの会に通知することができます。ただし、この会が定める基準を満たす場合に限りです。</u></p>
<p>(必要事項の報告) <u>第41条</u> 〔以下略〕</p>	<p>(必要事項の報告) <u>第39条</u> 〔以下略〕</p>
<p>(通知および報告の不履行) <u>第42条</u> 〔以下略〕</p>	<p>(通知および報告の不履行) <u>第40条</u> 〔以下略〕</p>
<p>(基本契約共済金額) <u>第43条</u> 〔以下略〕</p>	<p>(基本契約共済金額) <u>第41条</u> 〔以下略〕</p>
<p>(死亡共済金および重度障害共済金) <u>第45条</u> 〔以下略〕</p>	<p>(死亡共済金および重度障害共済金) <u>第43条</u> 〔以下略〕</p>
<p>(死亡共済金を支払わない場合) <u>第46条</u> 〔以下略〕</p>	<p>(死亡共済金を支払わない場合) <u>第44条</u> 〔以下略〕</p>
<p>(重度障害共済金を支払わない場合) <u>第47条</u> <u>第45条</u> (死亡共済金および重度障害共済金)の規定にかかわらず、この会は、次の各号のいずれかの原因によって被共済者が重度障害となった場合には、重度障害共済金を支払いません。 (1) 共済契約者の故意によるとき (2) 被共済者の故意によるとき(ただし、自殺を目的とす</p>	<p>(重度障害共済金を支払わない場合) <u>第45条</u> <u>第43条</u> (死亡共済金および重度障害共済金)の規定にかかわらず、この会は、次の各号のいずれかの原因によって被共済者が重度障害となった場合には、重度障害共済金を支払いません。 (1) 共済契約者の故意によるとき (2) 被共済者の故意によるとき(ただし、自殺を目的とす</p>

新条文	旧条文
<p>る場合を除きます。) (3) 被共済者の犯罪行為によるとき</p>	<p>る場合を除きます。) (3) 被共済者の犯罪行為によるとき</p>
<p>(災害死亡特約共済金額) 第48条 【以下略】</p>	<p>(災害死亡特約共済金額) 第46条 【以下略】</p>
<p>(災害死亡共済金および災害重度障害共済金) 第50条 【中略】</p> <p>2. この会は、被共済者について共済期間中(共済契約を更新した場合は、更新後の共済期間を含みます。また、第24条(申込日翌日以後発効日前日までの期間に発生した共済事故の取扱い)により共済期間中の事由とみなす場合は、申込日翌日以後発効日前日までの期間を含みます。以下この条において同じです。)に災害重度障害共済金と災害死亡共済金の両方の支払いはしません。</p> <p>3. この会は、被共済者について共済期間中に災害重度障害共済金を2回以上支払わないものとします。</p>	<p>(災害死亡共済金および災害重度障害共済金) 第48条 【中略】</p> <p>2. この会は、被共済者について共済期間(共済契約を更新した場合は、更新後の共済期間を含みます。)中に災害重度障害共済金と災害死亡共済金の両方の支払いはしません。</p> <p>【挿入】</p>
<p>(災害死亡特約の事故発生の通知義務) 第51条 【以下略】</p>	<p>(災害死亡特約の事故発生の通知義務) 第49条 【以下略】</p>
<p>(災害死亡特約の共済金を支払わない場合) 第52条 第50条 (災害死亡共済金および災害重度障害共済金)の規定にかかわらず、この会は、災害死亡特約において、次の各号のいずれかの原因によって共済事故が発生した場合には、当該共済金を支払いません。</p> <p>(1) 共済契約者の故意または重大な過失によるとき (2) 被共済者の重大な過失によるとき (3) 共済金受取人の故意によるとき(ただし、その者が共済金の一部の共済金受取人である場合には、その残額を他の共済金受取人に支払います。)</p>	<p>(災害死亡特約の共済金を支払わない場合) 第50条 第48条 (災害死亡共済金および災害重度障害共済金)の規定にかかわらず、この会は、災害死亡特約において、次の各号のいずれかの原因によって共済事故が発生した場合には、当該共済金を支払いません。</p> <p>(1) 共済契約者の故意または重大な過失によるとき (2) 被共済者の重大な過失によるとき (3) 共済金受取人の故意によるとき(ただし、その者が共済金の一部の共済金受取人である場合には、その残額を他の共済金受取人に支払います。)</p>

新条文	旧条文
<p>(4) 被共済者の犯罪行為による時 (5) 被共済者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故による時 (6) 被共済者が法令に定める酒気帯び運転をしている間に生じた事故による時 (7) 被共済者の精神障害による時 (8) 被共済者の泥酔による時 (9) 被共済者の疾病に起因して生じた事故による時 (10) 細則に定める職業（以下「指定職業」といいます。）の就業にともなう原因による時</p>	<p>(4) 被共済者の犯罪行為による時 (5) 被共済者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故による時 (6) 被共済者が法令に定める酒気帯び運転をしている間に生じた事故による時 (7) 被共済者の精神障害による時 (8) 被共済者の泥酔による時 (9) 被共済者の疾病に起因して生じた事故による時 (10) 細則に定める職業（以下「指定職業」といいます。）の就業にともなう原因による時</p>
<p>(災害後遺障害特約共済金額) 第53条 【以下略】</p>	<p>(災害後遺障害特約共済金額) 第51条 【以下略】</p>
<p>(災害後遺障害共済金) 第55条 【中略】 <u>3. 前2項にもとづく災害後遺障害共済金の支払いにあたり、被共済者の身体の同一部位に加重された障害については、その加重後の障害の支払割合から既存の障害の支払割合を差し引いた支払割合で共済金を支払います。</u> <u>4. 前3項の規定にかかわらず、災害後遺障害共済金の支払額は、同一の不慮の事故について、通算して災害後遺障害特約共済金額を限度とします。</u></p>	<p>(災害後遺障害共済金) 第53条 【中略】 【挿入】 <u>3. 前2項の規定にかかわらず、災害後遺障害共済金の支払額は、同一の不慮の事故について、通算して災害後遺障害特約共済金額を限度とします。</u></p>
<p>(災害後遺障害特約の事故発生の通知義務) 第56条 災害後遺障害特約に関する共済事故が発生した場合のこの会への通知義務については、第51条（災害死亡特約の事故発生の通知義務）の規定を準用します。</p>	<p>(災害後遺障害特約の事故発生の通知義務) 第54条 災害後遺障害特約に関する共済事故が発生した場合のこの会への通知義務については、第49条（災害死亡特約の事故発生の通知義務）の規定を準用します。</p>
<p>(災害後遺障害特約の共済金を支払わない場合) 第57条 第55条（災害後遺障害共済金）の規定にかかわらず、</p>	<p>(災害後遺障害特約の共済金を支払わない場合) 第55条 第53条（災害後遺障害共済金）の規定にかかわらず、</p>

新条文	旧条文
<p>この会は、頸部症候群（いわゆる「むち打ち症」）または腰・背痛で他覚症状のないものによるときは、その原因のいかんを問わず、災害後遺障害特約の共済金を支払いません。</p> <p>2. 前項に定めるもののほか、災害後遺障害特約の共済金を支払わない場合については、<u>第52条</u>（災害死亡特約の共済金を支払わない場合）の規定を準用します。</p>	<p>この会は、頸部症候群（いわゆる「むち打ち症」）または腰・背痛で他覚症状のないものによるときは、その原因のいかんを問わず、災害後遺障害特約の共済金を支払いません。</p> <p>2. 前項に定めるもののほか、災害後遺障害特約の共済金を支払わない場合については、<u>第50条</u>（災害死亡特約の共済金を支払わない場合）の規定を準用します。</p>
<p>（疾病入院特約共済金額） <u>第58条</u> 【以下略】</p>	<p>（疾病入院特約共済金額） <u>第56条</u> 【以下略】</p>
<p>（疾病入院共済金） <u>第60条</u> 【中略】</p> <p>6. <u>医師が退院してもさしつかえないと認定した日より後の入院については、第1項の入院日数に含めません。</u> 【中略】</p> <p>10. この会は、次の各号のいずれかに該当する入院については、疾病の治療を目的とした入院とみなして、前9項の規定を適用します。</p> <p>(1) <u>異常分娩による入院</u></p> <p>(2) 申込日の翌日以後に発生した不慮の事故を直接の原因として、事故日からその日を含めて180日を経過した後に開始した入院</p> <p>(3) 不慮の事故以外の外因を原因とする傷害による入院 <u>【削除】</u></p> <p>(4) 他者の疾病の治療を目的とする移植のための臓器等の提供（売買行為によるものを除きます。）による入院</p> <p>(5) 他者の不慮の事故を直接の原因とする傷害の治療を目的とする移植のための臓器等の提供（売買行為によるものを除きます。）による入院</p>	<p>（疾病入院共済金） <u>第58条</u> 【中略】</p> <p>6. <u>第1項の入院日数は、入院した日から医師が退院してもさしつかえないと認定した日までとします。</u> 【中略】</p> <p>10. この会は、次の各号のいずれかに該当する入院については、疾病の治療を目的とした入院とみなして、前9項の規定を適用します。</p> <p>(1) <u>この会が異常分娩と認めたものによる入院</u></p> <p>(2) 申込日の翌日以後に発生した不慮の事故を直接の原因として、事故日からその日を含めて180日を経過した後に開始した入院</p> <p>(3) 不慮の事故以外の外因を原因とする傷害による入院 <u>（この会が認めたものに限り。）</u></p> <p>(4) 他者の疾病の治療を目的とする移植のための臓器等の提供（売買行為によるものを除きます。）による入院</p> <p>(5) 他者の不慮の事故を直接の原因とする傷害の治療を目的とする移植のための臓器等の提供（売買行為によるものを除きます。）による入院</p>

新条文	旧条文
<p>(疾病長期入院共済金)</p> <p>第61条 【中略】</p> <p>5. 前条第3項、第6項、第7項および第10項の規定は、<u>第1項、第2項および第3項</u>の場合に準用します。</p>	<p>(疾病長期入院共済金)</p> <p>第59条 【中略】</p> <p>5. 前条第3項、第6項、第7項および第10項の規定は、<u>第1項および第2項</u>の場合に準用します。</p>
<p>(疾病入院特約の共済金を支払わない場合)</p> <p>第62条 前2条の規定にかかわらず、この会は、疾病入院特約において、次の各号のいずれかの原因によって共済事故が発生した場合には、当該共済金を支払いません。</p> <p>(1) 共済契約者または被共済者の故意または重大な過失によるとき</p> <p>(2) 被共済者の犯罪行為によるとき</p> <p>(3) 被共済者の薬物依存によるとき、または薬物依存により生じた疾病によるとき</p> <p>(4) 指定職業の就業にともなう原因によるとき</p> <p>(5) 原因のいかんを問わず、頸部症候群（いわゆる「むちうち症」）または腰・背痛で他覚症状のないものによるとき</p> <p>(6) 第60条（疾病入院共済金）第10項第2号または第3号に該当する場合で、第67条（災害入院特約の共済金を支払わない場合）の規定に該当するとき</p>	<p>(疾病入院特約の共済金を支払わない場合)</p> <p>第60条 前2条の規定にかかわらず、この会は、疾病入院特約において、次の各号のいずれかの原因によって共済事故が発生した場合には、当該共済金を支払いません。</p> <p>(1) 共済契約者または被共済者の故意または重大な過失によるとき</p> <p>(2) 被共済者の犯罪行為によるとき</p> <p>(3) 被共済者の薬物依存によるとき、または薬物依存により生じた疾病によるとき</p> <p>(4) 指定職業の就業にともなう原因によるとき</p> <p>(5) 原因のいかんを問わず、頸部症候群（いわゆる「むちうち症」）または腰・背痛で他覚症状のないものによるとき</p> <p>(6) 第58条（疾病入院共済金）第10項第2号または第3号に該当する場合で、第65条（災害入院特約の共済金を支払わない場合）の規定に該当するとき</p>
<p>(災害入院特約共済金額)</p> <p>第63条 【以下略】</p>	<p>(災害入院特約共済金額)</p> <p>第61条 【以下略】</p>
<p>(災害入院共済金)</p> <p>第65条 【中略】</p> <p>4. <u>医師が退院してもさしつかえないと認定した日より後の入院については、第1項の入院日数に含めません。</u></p> <p>【以下略】</p>	<p>(災害入院共済金)</p> <p>第63条 【中略】</p> <p>4. <u>第1項の入院日数は、入院した日から医師が退院してもさしつかえないと認定した日までとします。</u></p> <p>【以下略】</p>

新条文	旧条文
<p>(災害長期入院共済金) 第66条 【以下略】</p>	<p>(災害長期入院共済金) 第64条 【以下略】</p>
<p>(災害入院特約の共済金を支払わない場合) 第67条 【以下略】</p>	<p>(災害入院特約の共済金を支払わない場合) 第65条 【以下略】</p>
<p>(災害通院特約共済金額) 第68条 【以下略】</p>	<p>(災害通院特約共済金額) 第66条 【以下略】</p>
<p>(災害通院共済金) 第70条 【中略】</p> <p>7. この会は、第1項でいう治療の期間において、被共済者が通院しない日についても、傷害の部位、態様により平常の生活または業務に著しい障害があると細則の規定により認められるときは、その一部を第1項の通院日数に含めることができます。</p>	<p>(災害通院共済金) 第68条 【中略】</p> <p>7. この会は、第1項でいう治療の期間において、被共済者が通院しない日についても、傷害の部位、態様により平常の生活または業務に著しい障害があるとこの会が認めたときは、その一部を第1項の通院日数に含めることができます。</p>
<p>(災害通院特約の共済金を支払わない場合) 第71条 前条の規定にかかわらず、この会は、災害通院特約の共済金を支払わない場合については、第67条（災害入院特約の共済金を支払わない場合）の規定を準用します。</p>	<p>(災害通院特約の共済金を支払わない場合) 第69条 前条の規定にかかわらず、この会は、災害通院特約の共済金を支払わない場合については、第65条（災害入院特約の共済金を支払わない場合）の規定を準用します。</p>
<p>(手術特約共済金額) 第72条 【以下略】</p>	<p>(手術特約共済金額) 第70条 【以下略】</p>
<p>(手術共済金) 第74条 【中略】</p> <p>6. この会は、次の各号のいずれかに該当し、かつ別表第4「手術支払割合表」に定める手術については、疾病の治療を直接の目的とした手術とみなして、前5項の規定を適用します。</p> <p>(1) 異常分娩による手術（健康保険の療養の給付または療養費の対象となるものに限ります。）</p>	<p>(手術共済金) 第72条 【中略】</p> <p>6. この会は、次の各号のいずれかに該当し、かつ別表第4「手術支払割合表」に定める手術については、疾病の治療を直接の目的とした手術とみなして、前5項の規定を適用します。</p> <p>(1) この会が異常分娩と認めたものによる手術</p>

新条文	旧条文
<p>(2) 申込日の翌日以後に発生した不慮の事故を直接の原因として、事故の日からその日を含めて180日を経過した後を受けた手術</p> <p>(3) 不慮の事故以外の外因を原因とする傷害による手術 〔削除〕</p> <p>(4) 他者の疾病の治療を目的とする移植のための臓器等の提供(売買行為によるものを除きます。)による手術</p> <p>(5) 他者の不慮の事故を直接の原因とする傷害の治療を目的とする移植のための臓器等の提供(売買行為によるものを除きます。)による手術</p>	<p>(2) 申込日の翌日以後に発生した不慮の事故を直接の原因として、事故の日からその日を含めて180日を経過した後を受けた手術</p> <p>(3) 不慮の事故以外の外因を原因とする傷害による手術 <u>(この会が認めたものに限ります。)</u></p> <p>(4) 他者の疾病の治療を目的とする移植のための臓器等の提供(売買行為によるものを除きます。)による手術</p> <p>(5) 他者の不慮の事故を直接の原因とする傷害の治療を目的とする移植のための臓器等の提供(売買行為によるものを除きます。)による手術</p>
<p>(手術特約の共済金を支払わない場合) 第75条 前条の規定にかかわらず、この会は、手術特約の共済金を支払わない場合については、第62条(疾病入院特約の共済金を支払わない場合)および第67条(災害入院特約の共済金を支払わない場合)の規定を準用します。</p>	<p>(手術特約の共済金を支払わない場合) 第73条 前条の規定にかかわらず、この会は、手術特約の共済金を支払わない場合については、第60条(疾病入院特約の共済金を支払わない場合)および第65条(災害入院特約の共済金を支払わない場合)の規定を準用します。</p>
<p>(親死亡特約共済金額) 第76条 〔中略〕 2. 親死亡特約にかかる共済金額(以下「親死亡特約共済金額」といいます。)の最高限度は、被共済者<u>の親、扶養者</u>1人につき50万円です。</p>	<p>(親死亡特約共済金額) 第74条 〔中略〕 2. 親死亡特約にかかる共済金額(以下「親死亡特約共済金額」といいます。)の最高限度は、被共済者〔挿入〕1人につき50万円です。</p>
<p>(親死亡共済金および親重度障害共済金) 第78条 〔中略〕 <u>3. 前項の規定は、共済金額を増額して更新した場合に準用します。この場合において、前項中「新規契約」とあるのは「更新契約」(第16条(共済契約の更新および更改)第9項において読み替える場合を含みます。)と、「共済金額」とあるのは「共済金額の増額分」と読み替えます。</u></p>	<p>(親死亡共済金および親重度障害共済金) 第76条 〔中略〕 〔挿入〕</p>

新条文	旧条文
<p><u>4.</u> この会は、同一の親または扶養者について共済期間（共済契約を更新した場合は、更新後の共済期間を含みます。）中に親重度障害共済金と親死亡共済金の両方の支払いはしないものとします。</p> <p><u>5.</u> この会は、親重度障害共済金の支払いの対象となった当該親または扶養者について、共済期間（共済契約を更新した場合は、更新後の共済期間を含みます。）中に親重度障害共済金を2回以上支払わないものとします。</p>	<p><u>3.</u> この会は、同一の親または扶養者について共済期間（共済契約を更新した場合は、更新後の共済期間を含みます。）中に親重度障害共済金と親死亡共済金の両方の支払いはしないものとします。</p> <p><u>4.</u> この会は、親重度障害共済金の支払いの対象となった当該親または扶養者について、共済期間（共済契約を更新した場合は、更新後の共済期間を含みます。）中に親重度障害共済金を2回以上支払わないものとします。</p>
<p>(親死亡特約の共済金を支払わない場合)</p> <p>第79条 前条の規定にかかわらず、この会は、親死亡特約において、次の各号のいずれかの原因によって共済事故が発生した場合には、当該共済金を支払いません。</p> <p>(1) 共済契約者の故意または重大な過失によるとき（ただし、当該親または扶養者と同一人である場合を除きます。）</p> <p>(2) 被共済者の故意または重大な過失によるとき</p> <p>(3) 共済金受取人の故意または重大な過失によるとき（ただし、その者が共済金の一部の共済金受取人である場合には、その残額を他の共済金受取人に支払います。）</p> <p>(4) 直接であると間接であるとを問わず、当該親または扶養者が、新規契約の申込日以前においてすでに罹患していた疾病または受傷していた傷害を原因として、新規契約の申込日から申込日を含んで1年以内に死亡または重度障害となったとき</p> <p><u>2. 前項の規定は、共済金額を増額して更新した場合に準用します。この場合において、前項第4号中「新規契約」とあるのは「更新契約」（第16条（共済契約の更新および更改）第9項において読み替える場合を含みます。）と読</u></p>	<p>(親死亡特約の共済金を支払わない場合)</p> <p>第77条 前条の規定にかかわらず、この会は、親死亡特約において、次の各号のいずれかの原因によって共済事故が発生した場合には、当該共済金を支払いません。</p> <p>(1) 共済契約者の故意または重大な過失によるとき（ただし、当該親または扶養者と同一人である場合を除きます。）</p> <p>(2) 被共済者の故意または重大な過失によるとき</p> <p>(3) 共済金受取人の故意または重大な過失によるとき（ただし、その者が共済金の一部の共済金受取人である場合には、その残額を他の共済金受取人に支払います。）</p> <p>(4) 直接であると間接であるとを問わず、当該親または扶養者が、新規契約の申込日以前においてすでに罹患していた疾病または受傷していた傷害を原因として、[挿入]申込日から申込日を含んで1年以内に死亡または重度障害となったとき</p> <p>[挿入]</p>

新条文	旧条文
<p><u>み替え、その場合においては「当該共済金」を「増額分の共済金」と読み替えます。</u></p>	
<p>(扶養者災害死亡特約共済金額) 第80条 【中略】 2. 扶養者災害死亡特約にかかる共済金額（以下「扶養者災害死亡特約共済金額」といいます。）の最高限度は、被共済者の<u>扶養者</u> 1人につき 700 万円です。</p>	<p>(扶養者災害死亡特約共済金額) 第78条 【中略】 2. 扶養者災害死亡特約にかかる共済金額（以下「扶養者災害死亡特約共済金額」といいます。）の最高限度は、被共済者【挿入】 1人につき 700 万円です。</p>
<p>(扶養者災害死亡共済金および扶養者災害重度障害共済金) 第82条 【以下略】</p>	<p>(扶養者災害死亡共済金および扶養者災害重度障害共済金) 第80条 【以下略】</p>
<p>(扶養者災害死亡特約の共済金を支払わない場合) 第83条 【以下略】</p>	<p>(扶養者災害死亡特約の共済金を支払わない場合) 第81条 【以下略】</p>
<p>(先進医療特約共済金額) 第84条 【以下略】</p>	<p>(先進医療特約共済金額) 第82条 【以下略】</p>
<p>(疾病先進医療共済金) 第86条 【中略】 5. この会は、次の各号のいずれかに該当する療養については、疾病を直接の原因として受けた療養とみなして、前4項の規定を適用します。 (1) <u>異常分娩による療養</u> (2) 申込日の翌日以後に発生した不慮の事故を直接の原因として、事故の日からその日を含めて180日を経過した後を受けた療養 (3) 不慮の事故以外の外因を原因とする傷害による療養 【削除】 (4) 他者の疾病の治療を目的とする移植のための臓器等の提供（売買行為によるものを除きます。）による療養 (5) 他者の不慮の事故を直接の原因とする傷害の治療を目</p>	<p>(疾病先進医療共済金) 第84条 【中略】 5. この会は、次の各号のいずれかに該当する療養については、疾病を直接の原因として受けた療養とみなして、前4項の規定を適用します。 (1) <u>この会が異常分娩と認めたものによる療養</u> (2) 申込日の翌日以後に発生した不慮の事故を直接の原因として、事故の日からその日を含めて180日を経過した後を受けた療養 (3) 不慮の事故以外の外因を原因とする傷害による療養 <u>（この会が認めたものに限ります。）</u> (4) 他者の疾病の治療を目的とする移植のための臓器等の提供（売買行為によるものを除きます。）による療養 (5) 他者の不慮の事故を直接の原因とする傷害の治療を目</p>

新条文	旧条文
<p>的とする移植のための臓器等の提供(売買行為によるものを除きます。)による療養</p>	<p>的とする移植のための臓器等の提供(売買行為によるものを除きます。)による療養</p>
<p>(災害先進医療共済金) 第87条 【以下略】</p>	<p>(災害先進医療共済金) 第85条 【以下略】</p>
<p>(先進医療一時金) 第88条 【以下略】</p>	<p>(先進医療一時金) 第86条 【以下略】</p>
<p>(先進医療特約の共済金を支払わない場合) 第89条 前3条の規定にかかわらず、この会は、先進医療特約において、次の各号のいずれかの原因によって共済事故が発生した場合には、当該共済金を支払いません。 (1) 被共済者の精神障害によるとき(ただし、第86条(疾病先進医療共済金)第1項に該当するものを除きます。) (2) 被共済者の泥酔によるとき 2. 前項の他、この会は、先進医療特約の共済金を支払わない場合については、第62条(疾病入院特約の共済金を支払わない場合)および第67条(災害入院特約の共済金を支払わない場合)の規定を準用します。</p>	<p>(先進医療特約の共済金を支払わない場合) 第87条 前3条の規定にかかわらず、この会は、先進医療特約において、次の各号のいずれかの原因によって共済事故が発生した場合には、当該共済金を支払いません。 (1) 被共済者の精神障害によるとき(ただし、第84条(疾病先進医療共済金)第1項に該当するものを除きます。) (2) 被共済者の泥酔によるとき 2. 前項の他、この会は、先進医療特約の共済金を支払わない場合については、第60条(疾病入院特約の共済金を支払わない場合)および第65条(災害入院特約の共済金を支払わない場合)の規定を準用します。</p>
<p>(会員生協との共同引受による場合) 第90条 共同引受制度の場合、各々の共済制度の整合性を図ることを目的として、第86条(疾病先進医療共済金)、第87条(災害先進医療共済金)および第88条(先進医療一時金)については、それぞれ次の各号の取扱いをおこなうものとします。 (1) この会は、被共済者が共済期間中に疾病を直接の原因として先進医療による療養を受けた場合には、次のいずれかを第86条(疾病先進医療共済金)第1項の共済金額とします。</p>	<p>(会員生協との共同引受による場合) 第88条 共同引受制度の場合、各々の共済制度の整合性を図ることを目的として、第84条(疾病先進医療共済金)、第85条(災害先進医療共済金)および第86条(先進医療一時金)については、それぞれ次の各号の取扱いをおこなうものとします。 (1) この会は、被共済者が共済期間中に疾病を直接の原因として先進医療による療養を受けた場合には、次のいずれかを第84条(疾病先進医療共済金)第1項の共済金額とします。</p>

新条文	旧条文
<p>ア. 先進医療にかかる技術料のうち被共済者が負担した費用が1,000万円以下の場合 この会の第86条（疾病先進医療共済金）第1項の共済金額＝先進医療にかかる技術料のうち被共済者が負担した費用×（この会の先進医療特約共済金額÷先進医療特約のこの会の引受共済金額と共同引受制度を実施するこの会の会員の引受共済金額の合計（以下、「引受合計共済金額」といいます））</p> <p>イ. 先進医療にかかる技術料のうち被共済者が負担した費用が1,000万円を超える場合 この会の第86条（疾病先進医療共済金）第1項の共済金額＝1,000万円×（この会の先進医療特約共済金額÷先進医療特約の引受合計共済金額）</p> <p>(2) この会は、被共済者が申込日の翌日以後に発生した不慮の事故を直接の原因としてその事故の日から180日以内かつ共済期間中に先進医療による療養を受けた場合には、次のいずれかを第87条（災害先進医療共済金）第1項の共済金額とします。</p> <p>ア. 先進医療にかかる技術料のうち被共済者が負担した費用が1,000万円以下の場合 この会の第87条（災害先進医療共済金）第1項の共済金額＝先進医療にかかる技術料のうち被共済者が負担した費用×（この会の先進医療特約共済金額÷先進医療特約の引受合計共済金額）</p> <p>イ. 先進医療にかかる技術料のうち被共済者が負担した費用が1,000万円を超える場合 この会の第87条（災害先進医療共済金）第1項の共済金額＝1,000万円×（この会の先進医療特約共済金額</p>	<p>ア. 先進医療にかかる技術料のうち被共済者が負担した費用が1,000万円以下の場合 この会の第84条（疾病先進医療共済金）第1項の共済金額＝先進医療にかかる技術料のうち被共済者が負担した費用×（この会の先進医療特約共済金額÷先進医療特約のこの会の引受共済金額と共同引受制度を実施するこの会の会員の引受共済金額の合計（以下、「引受合計共済金額」といいます））</p> <p>イ. 先進医療にかかる技術料のうち被共済者が負担した費用が1,000万円を超える場合 この会の第84条（疾病先進医療共済金）第1項の共済金額＝1,000万円×（この会の先進医療特約共済金額÷先進医療特約の引受合計共済金額）</p> <p>(2) この会は、被共済者が申込日の翌日以後に発生した不慮の事故を直接の原因としてその事故の日から180日以内かつ共済期間中に先進医療による療養を受けた場合には、次のいずれかを第85条（災害先進医療共済金）第1項の共済金額とします。</p> <p>ア. 先進医療にかかる技術料のうち被共済者が負担した費用が1,000万円以下の場合 この会の第85条（災害先進医療共済金）第1項の共済金額＝先進医療にかかる技術料のうち被共済者が負担した費用×（この会の先進医療特約共済金額÷先進医療特約の引受合計共済金額）</p> <p>イ. 先進医療にかかる技術料のうち被共済者が負担した費用が1,000万円を超える場合 この会の第85条（災害先進医療共済金）第1項の共済金額＝1,000万円×（この会の先進医療特約共済金額</p>

新条文	旧条文
<p>÷先進医療特約の引受合計共済金額)</p> <p>(3) この会は、被共済者が共済期間中に疾病先進医療共済金または災害先進医療共済金の支払事由に該当する療養を受けた場合には、次のいずれかを第88条(先進医療一時金)第1項または第2項の一時金額とします。ただし、先進医療にかかる技術料について被共済者が費用を一切負担していない場合は支払いません。</p> <p>ア. 先進医療にかかる技術料のうち被共済者が負担した費用が50万円未満の場合 この会の第88条(先進医療一時金)第1項の一時金額 = 5万円 × (この会の先進医療特約共済金額 ÷ 先進医療特約の引受合計共済金額)</p> <p>イ. 先進医療にかかる技術料のうち被共済者が負担した費用が50万円以上1,000万円以下、かつ先進医療一時金の額と合算して1,000万円を超えない場合 この会の第88条(先進医療一時金)第1項の一時金額 = 先進医療にかかる技術料のうち被共済者が負担した費用の10% × (この会の先進医療特約共済金額 ÷ 先進医療特約の引受合計共済金額)</p> <p>ウ. 先進医療にかかる技術料のうち被共済者が負担した費用が50万円以上1,000万円以下、かつ先進医療一時金の額と合算して1,000万円を超える場合 この会の第88条(先進医療一時金)第2項の一時金額 = 先進医療にかかる技術料のうち被共済者が負担した費用と1,000万円との差額 × (この会の先進医療特約共済金額 ÷ 先進医療特約の引受合計共済金額)</p> <p>エ. 先進医療にかかる技術料のうち被共済者が負担した費用が1,000万円を超える場合</p>	<p>÷先進医療特約の引受合計共済金額)</p> <p>(3) この会は、被共済者が共済期間中に疾病先進医療共済金または災害先進医療共済金の支払事由に該当する療養を受けた場合には、次のいずれかを第86条(先進医療一時金)第1項または第2項の一時金額とします。ただし、先進医療にかかる技術料について被共済者が費用を一切負担していない場合は支払いません。</p> <p>ア. 先進医療にかかる技術料のうち被共済者が負担した費用が50万円未満の場合 この会の第86条(先進医療一時金)第1項の一時金額 = 5万円 × (この会の先進医療特約共済金額 ÷ 先進医療特約の引受合計共済金額)</p> <p>イ. 先進医療にかかる技術料のうち被共済者が負担した費用が50万円以上1,000万円以下、かつ先進医療一時金の額と合算して1,000万円を超えない場合 この会の第86条(先進医療一時金)第1項の一時金額 = 先進医療にかかる技術料のうち被共済者が負担した費用の10% × (この会の先進医療特約共済金額 ÷ 先進医療特約の引受合計共済金額)</p> <p>ウ. 先進医療にかかる技術料のうち被共済者が負担した費用が50万円以上1,000万円以下、かつ先進医療一時金の額と合算して1,000万円を超える場合 この会の第86条(先進医療一時金)第2項の一時金額 = 先進医療にかかる技術料のうち被共済者が負担した費用と1,000万円との差額 × (この会の先進医療特約共済金額 ÷ 先進医療特約の引受合計共済金額)</p> <p>エ. 先進医療にかかる技術料のうち被共済者が負担した費用が1,000万円を超える場合</p>

新条文	旧条文
<p>先進医療一時金は支払いません。</p>	<p>先進医療一時金は支払いません。</p>
<p>(契約者割戻金)</p> <p>第91条 この会は、次条の規定により積み立てた契約者割戻準備金の中から、当該事業年度の決算日が属する月の末日において有効であった共済契約に<u>対し、当該事業年度の剰余に応じて契約者割戻金の</u>割り当てをおこないます。</p> <p>〔中略〕</p> <p>4. この会は、共済契約者から据え置かれた契約者割戻金の支払いの請求があったときは、<u>細則に定める</u>方法により支払います。</p> <p>〔以下略〕</p>	<p>(契約者割戻金)</p> <p>第89条 この会は、次条の規定により積み立てた契約者割戻準備金の中から、当該事業年度の決算日が属する月の末日において有効であった共済契約に〔挿入〕割り当てをおこないます。</p> <p>〔中略〕</p> <p>4. この会は、共済契約者から据え置かれた契約者割戻金の支払いの請求があったときは、<u>別に定める</u>方法により支払います。</p> <p>〔以下略〕</p>
<p>(支払備金、責任準備金および契約者割戻準備金)</p> <p>第92条 〔以下略〕</p>	<p>(支払備金、責任準備金および契約者割戻準備金)</p> <p>第90条 〔以下略〕</p>
<p>(異議申立ておよび審査委員会)</p> <p>第93条 共済契約者または共済金受取人が、共済契約または共済金の支払いに関するこの会の処分に不服があるときは、この会の処分があったことを知った日の翌日から60日以内にこの会に対して不服申立てをおこな<u>うものとします</u>。</p> <p>〔中略〕</p> <p>3. 前項の規定による異議の申立ては、不服申立てに対するこの会の処分があったことを知った日の翌日から60日以内に、書面をもっておこな<u>うものとします</u>。</p> <p>〔以下略〕</p>	<p>(異議申立ておよび審査委員会)</p> <p>第91条 共済契約者または共済金受取人が、共済契約または共済金の支払いに関するこの会の処分に不服があるときは、この会の処分があったことを知った日の翌日から60日以内にこの会に対して不服申立てをおこな<u>わなければなりません</u>。</p> <p>〔中略〕</p> <p>3. 前項の規定による異議の申立ては、不服申立てに対するこの会の処分があったことを知った日の翌日から60日以内に、書面をもっておこな<u>わなければなりません</u>。</p> <p>〔以下略〕</p>
<p>(管轄裁判所)</p> <p>第94条 〔以下略〕</p>	<p>(管轄裁判所)</p> <p>第92条 〔以下略〕</p>
<p>(業務委託)</p>	<p>(業務委託)</p>

新条文	旧条文
第95条 〔以下略〕	第93条 〔以下略〕
(細則)	(細則)
第96条 〔以下略〕	第94条 〔以下略〕
<p>(規約および細則の変更)</p> <p>第97条 この会は、<u>共済期間中であっても、法令等の改正、社会情勢の変化その他の事情によりこの規約または細則(以下この条において「規約または細則」といいます。)を変更する必要が生じた場合には、民法第548条の4にもとづきこの規約または細則を変更することにより、変更後の規約または細則について合意があったものとみなし、個別に共済契約者と合意をすることなく、保障内容、免責事由または諸手続き等の契約内容を変更することができます。</u></p> <p>2. <u>前項の場合、この会は、変更する旨および変更後の規約または細則ならびにその効力発生時期をこの会のホームページへの記載その他の適切な方法により周知します。</u></p>	〔新設〕
<p>(準拠法)</p> <p>第98条 この規約および〔削除〕細則に規定のない事項については、日本国の法令に準拠します。</p>	<p>(準拠法)</p> <p>第95条 この規約および前条に定める細則に規定のない事項については、日本国の法令に準拠します。</p>
<p>第2編 特則</p> <p>第1章 クレジットカード払特則</p> <p>(クレジットカード払特則の適用)</p> <p>第99条 この特則は、<u>共済契約を締結する際または共済期間の中途において、共済契約者が、クレジットカードの名義人の同意を得て、当該クレジットカードにより共済掛金を払い込む旨を申込み、かつ、この会がこれを承諾した場合に適用します。</u></p> <p>2. <u>前項のクレジットカードは、この会が指定するクレジットカード発行会社(以下「カード会社」といいます。)が</u></p>	〔新設〕

新条文	旧条文
<p><u>発行するカードに限り。</u></p> <p><u>3. この会は、この特則の適用に際して、カード会社にクレジットカードの有効性および利用限度額内であること等の確認（以下「有効性等の確認」といいます。）をおこなうものとし。</u></p> <p><u>（共済掛金の払込み）</u></p> <p><u>第100条 共済掛金をクレジットカードにより払い込む場合、この会が当該クレジットカードの有効性等の確認をおこなったときは、本則第17条（共済契約の成立および効力の発生）第1項の規定にかかわらず、本則第22条（共済掛金の口座振替）第2項に定める振替日に共済掛金が払い込まれたものとし。</u></p> <p><u>2. 同一のクレジットカードにより2つ以上の共済契約（この会の実施する他の共済事業による共済契約を含みます。）の共済掛金を払い込む場合、共済契約者は、この会に対してその払込みの順序を指定できません。</u></p> <p><u>3. この会がクレジットカードの有効性等の確認をおこなった後でも、次の各号のいずれにも該当する場合には、第1項に定める共済掛金の払込みはなかったものとして取扱います。</u></p> <p><u>（1）この会がカード会社から共済掛金相当額を領収できないとき</u></p> <p><u>（2）当該クレジットカードの名義人が、カード会社に対して、共済掛金相当額を支払っていないとき</u></p> <p><u>4. この会は、クレジットカードにより払い込む共済掛金について、共済掛金領収書を発行しません。</u></p> <p><u>（特則の消滅）</u></p> <p><u>第101条 次の各号の場合には、この特則は消滅します。</u></p>	

新条文	旧条文
<p><u>(1) 共済契約が終了したとき</u> <u>(2) 共済掛金の払込みを要しなくなったとき</u> <u>(3) 共済掛金の払込経路をクレジットカードによる払込み以外に変更したとき</u> <u>(4) この会がカード会社から共済掛金相当額を領収できないとき</u> <u>(5) この会がクレジットカードの有効性等の確認ができなかったとき</u> <u>(6) カード会社がクレジットカードによる共済掛金払込みの取扱いを停止したとき</u></p> <p><u>2. 前項第4号から第6号までのいずれかの場合、共済契約者は、クレジットカードを第99条（クレジットカード払特則の適用）第2項に定める他のカードに変更するか、共済掛金の払込経路をクレジットカードによる払込み以外に変更することを要します。</u></p> <p><u>(本則の準用)</u> <u>第102条 この特則に別段の定めがない場合には、本則の規定を準用します。</u></p>	
<p><u>付則</u> <u>(2019年（平成31年）2月15日規約一部改正）</u> <u>(施行期日)</u></p> <p><u>1. この規約は厚生労働大臣の認可を受けた日（2019年（平成31年）3月26日）から施行し、2019年（令和元年）9月1日から適用します。なお、第97条（規約および細則の変更）については、2020年（令和2年）4月1日から適用します。</u></p> <p><u>2. 適用の日現在、現に存する契約についても将来にむかって適用します。</u></p>	<p>〔新設〕</p>
<p>別表第2 不慮の事故等の定義とその範囲</p>	<p>別表第2 不慮の事故等の定義とその範囲</p>

新条文	旧条文																																
<p>〔中略〕</p> <p>2. 外因による事故の範囲 外因による事故の範囲は下記に定めるものをいい、分類項目の内容については、〔削除〕「疾病、傷害及び死因の統計分類提要 ICD-10（2013年版）準拠（<u>厚生労働省大臣官房統計情報部編</u>）」によります。</p> <table border="1" data-bbox="147 544 893 681"> <thead> <tr> <th>分 類 項 目</th> <th>分類番号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>〔中略〕</td> <td></td> </tr> <tr> <td>〔削除〕</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>3. <u>感染症の取扱い</u> <u>下表の感染症は不慮の事故とみなします。なお、分類項目および分類番号は、「疾病、傷害及び死因の統計分類提要 ICD-10（2013年版）準拠（厚生労働省大臣官房統計情報部編）」によります。</u></p> <table border="1" data-bbox="147 957 893 1390"> <thead> <tr> <th><u>分 類 項 目</u></th> <th><u>分類番号</u></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>コレラ</u></td> <td><u>A00</u></td> </tr> <tr> <td><u>腸チフス</u></td> <td><u>A01.0</u></td> </tr> <tr> <td><u>パラチフスA</u></td> <td><u>A01.1</u></td> </tr> <tr> <td><u>細菌性赤痢</u></td> <td><u>A03</u></td> </tr> <tr> <td><u>腸管出血性大腸菌感染症</u></td> <td><u>A04.3</u></td> </tr> <tr> <td><u>ペスト</u></td> <td><u>A20</u></td> </tr> <tr> <td><u>ジフテリア</u></td> <td><u>A36</u></td> </tr> <tr> <td><u>急性灰白髄炎<ポリオ></u></td> <td><u>A80</u></td> </tr> <tr> <td><u>ラッサ熱</u></td> <td><u>A96.2</u></td> </tr> </tbody> </table>	分 類 項 目	分類番号	〔中略〕		〔削除〕		<u>分 類 項 目</u>	<u>分類番号</u>	<u>コレラ</u>	<u>A00</u>	<u>腸チフス</u>	<u>A01.0</u>	<u>パラチフスA</u>	<u>A01.1</u>	<u>細菌性赤痢</u>	<u>A03</u>	<u>腸管出血性大腸菌感染症</u>	<u>A04.3</u>	<u>ペスト</u>	<u>A20</u>	<u>ジフテリア</u>	<u>A36</u>	<u>急性灰白髄炎<ポリオ></u>	<u>A80</u>	<u>ラッサ熱</u>	<u>A96.2</u>	<p>〔中略〕</p> <p>2. 外因による事故の範囲 外因による事故の範囲は下記に定めるものをいい、分類項目の内容については、<u>厚生労働省大臣官房統計情報部編</u>「疾病、傷害及び死因〔挿入〕統計分類提要 ICD-10（2013年版）準拠〔挿入〕」によります。</p> <table border="1" data-bbox="1081 544 1827 681"> <thead> <tr> <th>分 類 項 目</th> <th>分類番号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>〔中略〕</td> <td></td> </tr> <tr> <td><u>8.その他この会が特に認めたもの</u></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>3. <u>感染症</u> <u>感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年10月2日法律第114号）第6条第2項、第3項および第4項に定める感染症は不慮の事故とみなします。</u></p> <p>〔挿入〕</p>	分 類 項 目	分類番号	〔中略〕		<u>8.その他この会が特に認めたもの</u>	
分 類 項 目	分類番号																																
〔中略〕																																	
〔削除〕																																	
<u>分 類 項 目</u>	<u>分類番号</u>																																
<u>コレラ</u>	<u>A00</u>																																
<u>腸チフス</u>	<u>A01.0</u>																																
<u>パラチフスA</u>	<u>A01.1</u>																																
<u>細菌性赤痢</u>	<u>A03</u>																																
<u>腸管出血性大腸菌感染症</u>	<u>A04.3</u>																																
<u>ペスト</u>	<u>A20</u>																																
<u>ジフテリア</u>	<u>A36</u>																																
<u>急性灰白髄炎<ポリオ></u>	<u>A80</u>																																
<u>ラッサ熱</u>	<u>A96.2</u>																																
分 類 項 目	分類番号																																
〔中略〕																																	
<u>8.その他この会が特に認めたもの</u>																																	

新条文		旧条文																									
<u>クリミヤ・コンゴ<Crimean-Congo>出血熱</u>	<u>A98.0</u>																										
<u>マールブルグ<Marburg>ウイルス病</u>	<u>A98.3</u>																										
<u>エボラ<Ebola>ウイルス病</u>	<u>A98.4</u>																										
<u>痘瘡</u>	<u>B03</u>																										
<u>重症急性呼吸器症候群〔SARS〕（ただし、病原体がコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限ります。）</u>	<u>U04</u>																										
別表第4	手術支払割合表	別表第4	手術支払割合表																								
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>対象となる手術</th> <th>倍率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>〔中略〕</td> <td></td> </tr> <tr> <td>112. <u>膣</u>壁形成術</td> <td>10</td> </tr> <tr> <td>〔中略〕</td> <td></td> </tr> <tr> <td>116. 子宮<u>膣</u>部切除術</td> <td>20</td> </tr> <tr> <td>〔中略〕</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	対象となる手術	倍率	〔中略〕		112. <u>膣</u> 壁形成術	10	〔中略〕		116. 子宮 <u>膣</u> 部切除術	20	〔中略〕			<table border="1"> <thead> <tr> <th>対象となる手術</th> <th>倍率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>〔中略〕</td> <td></td> </tr> <tr> <td>112. <u>膣</u>壁形成術</td> <td>10</td> </tr> <tr> <td>〔中略〕</td> <td></td> </tr> <tr> <td>116. 子宮<u>膣</u>部切除術</td> <td>20</td> </tr> <tr> <td>〔中略〕</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	対象となる手術	倍率	〔中略〕		112. <u>膣</u> 壁形成術	10	〔中略〕		116. 子宮 <u>膣</u> 部切除術	20	〔中略〕	
対象となる手術	倍率																										
〔中略〕																											
112. <u>膣</u> 壁形成術	10																										
〔中略〕																											
116. 子宮 <u>膣</u> 部切除術	20																										
〔中略〕																											
対象となる手術	倍率																										
〔中略〕																											
112. <u>膣</u> 壁形成術	10																										
〔中略〕																											
116. 子宮 <u>膣</u> 部切除術	20																										
〔中略〕																											
<u>〔備考〕</u>	<p>1. 「治療を直接の目的」とする手術の定義</p> <p>「治療を直接の目的」とする手術とは、傷病の治療のための手術をいい、「美容整形上の手術」「疾病を直接の原因としない<u>不妊治療のための手術</u>」「<u>傷病を直接の原因としない</u>視力矯正のための手術」「診断・検査のための手術」などは、「治療を直接の目的」とする手術には該当しません。</p> <p>〔以下略〕</p>	<u>備考</u>	<p>1. 「治療を直接の目的」とする手術の定義</p> <p>「治療を直接の目的」とする手術とは、傷病の治療のための手術をいい、「美容整形上の手術」「疾病を直接の原因としない<u>不妊手術</u>」「〔挿入〕視力矯正のための手術」「診断・検査のための手術」などは、「治療を直接の目的」とする手術には該当しません。</p> <p>〔以下略〕</p>																								